

○臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施要領の制定について（例規通達）

平成10年2月20日

群本例規第3号（捜一）警察本部長

〔沿革〕

平成17年3月群本例規第9号（務）、20年3月第12号（務）、22年3月第6号（務）、8月第30号（捜一）、23年2月第5号（総企）、26年3月第29号（捜一）改正

平成9年10月16日、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）が施行されたが、傷害部位が頭部に集中し、意識不明状態にある事件・事故の被害者や変死者（刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）第229条第1項に規定する変死者又は変死の疑いのある死体及び警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第1条に規定する死体をいう。）に対して法第6条第2項の判定（以下「脳死判定」という。）が行われ、あるいはその可能性がある場合における捜査及び行政手続の適正を期すため、別添のとおり臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する検視等の実施要領を制定し、平成9年10月16日から適用することとしたから、次の諸点に留意の上、その適正な運用に努められたい。

記

1 警察における取扱対象としての死体の範囲

法においては、脳死した者の身体（脳死判定がなされたものの身体をいう。以下同じ。）を死体に含めることと規定したので、警察においては、従来の心臓の停止を中心に考える三徴候（呼吸の停止、心拍の停止並びに瞳孔の散大及び対光反射の消失をいう。以下「三徴候」という。）による死の判定がなされた死体に加え、脳死した者の身体も死体として取り扱うこととなった。

したがって、事件・事故の被害者や変死者の取扱い又は司法解剖等に対する警察活動（以下「検視等」という。）は、これを踏まえて行うこと。

なお、臓器移植目的以外で脳死判定された者の身体については、国会の審議においても、これを死体とする社会的合意があるか否かが明らかにされず、法も言及していないことから、従来どおり三徴候による死の判定後に検視等を行うこと。

2 脳死した者の身体に対する適正な取扱い

法第7条においては、医師は、移植のために死体から臓器を摘出しようとする場合において、当該死体について検視等の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了した後でなければ臓器を摘出してはならないこととし、犯罪捜査に関する活動を優先することとしている。

この趣旨を踏まえ、脳死した者の身体に対して検視等を行うに際しては、臓器移植の円滑な実施に配慮することは当然であるが、これにより検視等に支障を生じ、犯罪を見

逃すことのないよう適正な死体の取扱いに努めること。

別添

臓器の移植に関する法律第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対する
検視等の実施要領

第1 目的

この要領は、臓器の移植に関する法律（平成9年法律第104号。以下「法」という。）第6条第2項に規定する脳死した者の身体に対して検視その他の犯罪捜査に関する手続（以下「検視等」という。）を行うに際し、法の趣旨を尊重しつつ、当該手続を迅速かつ適正に推進するために必要な事項を定め、もって、犯罪捜査活動に支障を生ずることなく、臓器移植の円滑な実施を妨げない警察活動の推進に努めることを目的とする。

第2 犯罪性ありと判断される場合の措置

1 脳死判定前における司法解剖の必要性の判断

司法解剖は、遺族感情あるいは技術面から心臓停止を待って行わざるを得ず、また、司法解剖と臓器の摘出を同時に行うことはできないことから、司法解剖を必要とする場合は、脳死段階での臓器摘出は事実上不可能であるので、司法解剖要否の判断は極めて重要である。

したがって、事件・事故の被害者に対して脳死判定が行われることが予測されるときは、直ちに、発生現場における実況見分又は検証（以下「実況見分等」という。）、関係者、目撃者等からの事情聴取等所要の捜査を行い、司法解剖を行う必要があるかどうかを判断し、その結果を医師に対し速やかに連絡するとともに、司法解剖の必要があると認めたときは、心臓停止時点での連絡方を要請すること。

2 実況見分等の実施

脳死判定前に司法解剖を行う必要がないと認めた場合又はその判断ができない場合においては、脳死判定後速やかに脳死した者の身体に対する実況見分等を実施すること。

なお、実況見分等の要領については第3の1（検視の準備）、同2（検視の実施）によること。

3 実況見分等終了後の措置

ア 脳死判定前に司法解剖を行う必要がないと認めた場合においては、実況見分等終了後、医師に対し、犯罪捜査に関する手続が終了した旨を連絡し、事後の措置は医師にゆだねること。

イ 実況見分等の結果に基づき、司法解剖の必要性の判断を行う場合においては、可能な限り法医学者等の意見も参考にして、可能な限り速やかに司法解剖を行う必要があるか否かを判断し、その結果に応じそれぞれ次の措置を講じること。

(ア) 司法解剖を行う必要があると認めた場合

実況見分等の結果、脳死した者の身体に対し司法解剖を行う必要があると認めた場合には、医師に対し、司法解剖を行う必要がある旨を速やかに連絡するとともに、心臓停止時点での連絡方を要請すること。

(イ) 司法解剖を行う必要がないと認めた場合

実況見分等の結果、脳死した者の身体に対し司法解剖を行う必要がないと認められた場合には、医師に対し、犯罪捜査に関する手続が終了した旨を連絡し、事後の措置は医師にゆだねること。

4 司法解剖の実施

(1) 鑑定処分許可状の請求

脳死した者の身体に対する鑑定処分許可状の請求は脳死判定後に行うものとし、被疑事実の死亡日時には脳死判定日時（２回目の脳死判定終了時刻）を記載すること。この場合において、医師に対して必ず、本人が脳死判定に従う意思を書面により表示しているときは当該書面、臓器を提供する意思を書面により表示しているときは当該書面、家族が脳死判定を行うこと及び臓器を摘出することを拒まないこと又は承諾することを記載した脳死判定承諾書及び臓器摘出承諾書、医師による法第6条第5項に規定する判定が的確に行われたことを証する書面（脳死判定の的确实施の証明書）、死亡診断書等（以下「脳死判定等資料」という。）の提示を求めて脳死判定、死亡の事実及び死亡日時（脳死判定日時）を確認するとともに、これらの各写しの交付を受けること。

なお、脳死判定がなされなかった場合においては、鑑定処分許可状の請求は心臓の停止後に行うものとし、被疑事実の死亡日時には三徴候（呼吸の停止、心拍の停止並びに瞳孔の散大及び対光反射の消失をいう。）による死の判定日時を記載すること。

(2) 司法解剖の開始時期

司法解剖は、心臓停止後に行うこと。

(3) 留意事項

司法解剖と同時に臓器摘出を行いたい旨の申し出があった場合には、法第7条の規定により、臓器摘出は司法解剖を含め犯罪捜査に関する手続が終了した後でなければ行い得ないものとされていることから、これには応じられない旨を説明し、混乱が生じないように配慮すること。

第3 犯罪によるか否かが明らかでない場合の措置

1 検視の準備

脳死した者の身体に対して検視を行う必要がある場合には、医師は当該検視が終了するまでは当該身体からの臓器の摘出はできないので、臓器移植の必要性にも配慮し、脳死判定前から、可能な限り事件・事故の現場の見分、関係者、目撃者等からの事情聴取等所要の調査を行い、臓器移植の円滑な実施に配慮するとともに、次の措置を講じること。

ア 医師への連絡

医師に対してあらかじめ検視を行う旨を連絡すること。

なお、あらかじめ医師から脳死判定を行う旨の連絡を受けていた場合においては、検視が終了するまでは脳死した者の身体から臓器摘出を行わないこと及び検視を終了した後であっても司法解剖を行うことがあり得ることを連絡するとともに、次の事項について協力を求めること。

a 脳死判定予定日時、場所、連絡責任者（医療機関の責任者及びこれに代わる

者の氏名、住所及び電話番号)等必要な事項の連絡。

b 検視への立会い、生命維持装置等の取扱い、脳死した者の身体を検視に必要な限度で動かすことなど検視を行うに当たって必要な補助

c 検視を行うための場所(警察官が待機する場所を含む。)の提供

イ 医療機関への臨場

医師から検視の要請があった場合は、脳死判定後に速やかに検視を行うことができるよう、当該判定前にこれを行う医療機関に臨場して待機するなどの配慮をすること。

2 検視の実施

(1) 検視の開始時期

検視は、脳死判定後速やかに行うこと。

(2) 検視の実施場所

検視は、あらかじめ医療機関から提供された場所において行うこと。

なお、検視の実施場所まで脳死した者の身体を移動することとなる場合には、必ず医師の補助を求めること。

(3) 検視担当者

検視の実施は、必要最小限の人数で行うこと。

(4) 死亡日時(脳死判定日時)の確認

検視を行うに当たっては、必ず医師から、脳死判定等資料の提出を求めて死亡の事実及び死亡日時(脳死判定日時)を確認するとともに、その写しの交付を受けること。

(5) 死体観察の方法

身体を観察に際しては、医師の補助を求め、臓器移植に必要な機器以外のモニター、包帯、ギブス等を取り外すなどして可能な限り全身についての外表検査を行い、受傷部位の状況、治療痕〔こん〕の入院時と検視時における損傷部位の違い等を確認し、可能な限り写真により立証すること。

(6) 医師からの説明等

入院時の受傷状況、治療状況、症状の経緯等について、担当医師その他の適当な医師から説明を求め、必要により供述を録取しておくこと。また、医師が受傷部位等の写真等を保有している場合には、当該写真等の提出も求めること。

(7) 医師の立会い及び補助

脳死した者の身体が人工呼吸器等の医療器具、包帯、ギブス等を装着していることにかんがみ、必ず担当医師(当該脳死した者の身体から臓器を摘出し、又は当該臓器を使用した移植術を行うこととなる医師を除く。)の立会いを求めるとともに、脳死した者の身体を検視等に必要な限度で動かすことや人工呼吸器等の医療器具の操作等について医師の補助を求めること。

なお、この場合においては、必要最小限の人数の医師の立会い及び補助を求めること。

3 検視終了後の措置

(1) 司法解剖を行う必要があると認めた場合

検視の結果、脳死した者の身体について司法解剖を行う必要があると認めた場合には、医師に対し、速やかに司法解剖を行う必要がある旨を連絡するとともに、心臓停止時点での連絡方を要請すること。

(2) 司法解剖を行う必要がないと認めた場合

検視の結果、死亡が犯罪に起因しないことが明らかになった場合又は死亡が犯罪に起因することが明らかになったが、犯罪捜査としては必要な証拠の保全が終了し、司法解剖を行う必要がないと認めた場合には、医師に対し、犯罪捜査に関する手続が終了した旨を連絡するとともに、その後の措置をゆだねること。

第4 第2及び第3以外の場合の措置

通常病死等によるものではない死体について警察官が死因調査、身元確認等のために行う死体調査（警察等が取り扱う死体の死因又は身元の調査等に関する法律（平成24年法律第34号）第4条の死体調査をいう。以下同じ。）も、当該死体調査の結果、刑事訴訟法（昭和23年法律第131号）に基づく手続に移行することもあり得るので、第3の場合に行う検視の手続に準じた措置を採ること。

なお、病気により脳死に至った場合等警察が直接取り扱わない脳死した者の身体からの臓器摘出については、警察として格別の措置を採ることを要しないので、その旨を医師へ連絡すること。

第5 検視等に際しての留意事項

- 1 脳死判定が行われても移植のための臓器摘出が行われないことが判明した場合は、心臓の停止を待って検視等の手続を行うこと。
- 2 検視等に際しては、臓器移植の必要性についても配慮し、脳死した者の身体への感染を防止するため、衣服はできる限り清潔なものを着用するほか、検視等に使用する資器材についてもできる限り清潔なものを使用すること。
- 3 医師から迅速に検視等を行うよう要請を受けた場合は、法第7条の規定により、医師は、死体について検視その他の犯罪捜査に関する手続が行われるときは、当該手続が終了するまでは当該脳死した者の身体からの臓器の摘出はできないこととされている旨を説明の上、適正な検視等に努めること。
- 4 脳死判定・臓器提供の承諾の有無について、医師、遺族等の間に争いがある場合においては、脳死判定・臓器提供は本人や家族により任意になされるべきものとされていることにかんがみ、警察がその争いに介入することがないように留意すること。
- 5 医師から臓器の摘出の可否や人工呼吸器の取り外しの可否について尋ねられた場合には、警察はその可否の判断を行う立場にないことを説明し、これには応じないこと。
- 6 医師が警察の要請に応じないで脳死した者の身体から臓器摘出を行った場合、証拠隠滅罪等が成立することもあるので、要請に応じない場合は必要な警告をした上、所要の証拠保全措置をとること。
- 7 医師から、脳死判定の要件の確認のため、検視等の対象となる者が臓器提供意思表示カード（運転免許証、健康保険被保険者証等の意思表示欄を含む。）等を所持しているか否かの問い合わせを受けた場合には、警察の捜査等の過程で知り得た範囲でこれに回答すること。
- 8 脳死判定される以前においては、医師は、患者の医療に最善の努力を尽くしている

段階であるので、捜査機関においても家族の感情等について十分配慮すること。

- 9 脳死判定がなされた死体に対する実況見分調書、検証調書、検視調書及び死体見分調書の作成に当たっては、死亡推定日時欄に脳死判定日時（2回目の脳死判定終了時刻）を記載すること。

第6 医師、医療機関等との協力

1 医師、医療機関等との連絡体制の確立

平素から脳死判定が行われる医療機関との連絡体制を確立するなど医師、医療機関等移植関係者との連携を密にし、医師が脳死判定を行おうとする場合における所轄警察署長への連絡（当該判定の対象者が確実に診断された内因性疾患により脳死状態にあることが明らかである場合を除く。）が速やかになされるよう要請しておくこと。

2 医師の協力の確保

平素から脳死判定が行われる医療機関との連携を密にし、脳死した者の身体に対する検視等に支障を生ずることなく、臓器移植を円滑に実施するため、速やかに、かつ、適正にこれを行うために必要な事項についてあらかじめ説明し、医師の協力が得られるよう要請しておくこと。

3 検視等の場所の確保

平素から脳死判定が行われる医療機関と十分な打ち合わせを行い、検視等の業務に支障が生ずることのないよう、検視等を行うための適切な場所を確保できるようにしておくこと。

第7 検察官との連携

警察署長は、犯罪捜査に関する活動に支障を生ずることなく臓器の移植が円滑に実施されるよう、法第6条第2項の判定に係る医師からの連絡を受けた場合には、速やかにその旨を検察官に連絡するなど検察官と相互に協力すること。

第8 刑事部門と交通部門との連携

1 事務分担

脳死した者の身体に対する検視等については、当該脳死の原因である事件・事故を所管する部門においてこれを取り扱うこと。

2 両部門の連携

医師からの連絡受理、対応等医師、医療機関等との窓口業務は、事件・事故の所管に応じ刑事部門及び交通部門がそれぞれ行うものとし、刑事部門と交通部門とは相互に連携すること。

3 検視官の臨場

脳死した者の身体に対する検視等を行う場合には、検視官（刑事部捜査第一課検視官室長及び刑事部捜査第一課検視官室検視官をいう。以下同じ。）が臨場し、検視等及び検視等が終了した旨の医師への連絡をすること。

なお、交通部門が所管する事件・事故の場合は、交通部交通指導課交通捜査指導官も臨場し、両者は緊密に連携すること。

第9 他の都道府県警察との協力及び県内警察署間における事案処理の原則

脳死判定の対象者が、本県内においてその原因となった事案遭遇後、他の都道府県の医療機関に収容され、又は他の都道府県内で当該事案に遭遇後、本県内の医療機関に収

容されたことにより、調査又は捜査を行う場所と脳死した者の身体に対する検視等を行う場所とが複数の都道府県間に及ぶ場合には、関係都道府県警察と緊密に連携し、事案に応じ脳死判定前の調査又は捜査、検視の依頼等必要な共助を関係都道府県警察に依頼し、又は受託に對し的確に應えること。この場合において、依頼・受託に際しては、事案に係る情報の引継ぎ等を確実にを行うこと。

なお、県内において、原因となった事案発生地を管轄する警察署と医療機関を管轄する警察署が異なる場合は、原則として事案発生地を管轄する警察署が検視等の業務を担当すること。

第10 報告

警察署長は、臓器摘出のため脳死判定が行われる事案を認知したときは、速やかに事件・事故の主管課長を経て本部長に報告すること。

第11 虐待が行われた疑いがある児童に対する検視等実施上の留意事項

脳死・心臓死の区別にかかわらず、虐待が行われた疑いがある児童（18歳未満の者をいう。以下同じ。）が死亡した場合は、臓器の摘出は行わないこととされているので、司法解剖を行うなど捜査の必要性が判断されたときは、速やかに医師に対し、当該死体から臓器の摘出はできない旨を連絡すること。

なお、脳死判定を行う医療機関において、患者である児童について虐待が行われた疑いがあると判断した場合は、警察署へ連絡がなされることとされていること等から、このような連絡を受けた場合は、刑事部門と少年部門は緊密な連携を図り、必要な調査又は捜査を行うこと。また、生活安全部少年課少年事件指導官も現場臨場し、臨場している検視官と緊密に連携すること。